

7月6日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時59分開議）

○議長（湯之原一郎君） 会議はお手元に配付してあります日程により議事を進めますが、議事日程に入る前に、執行部より発言取り消しの申し出がありましたので、会議規則第65号の規定に準じて処理します。6月25日の会議におきまして、田口議員の質疑に対し、税務課長が、事業所名3社、タイヨー、イオン、山形屋の3社を申し上げましたが、この3社は質疑の内容に該当しなかったため、この3社名とそれに関連する発言を取り消すものです。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。この申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、この申し出は許可されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇

平成27年第2回始良市議会定例会の最終本会議にあたりまして、行政報告を申し上げます。

まずはじめに、市政施行5周年記念プレミアム商品券の販売終了について申し上げます。国の地域活性化、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業を活用した市補助金に基づき、始良市商工会が事業主体となり、実施いたしました市政施行5周年記念プレミアム商品券につきましては、7月1日の午前9時から始良本所と加治木、蒲生の両支所において、一斉に販売が開始され、翌日にはすべて売り切れ、販売終了となりました。販売開始初日は、始良本所で3万600冊、加治木支所で2万1,360冊、蒲生支所で8,000冊の計5万9,960冊が販売され、始良本所と蒲生支所におきましては、即日完売したとの報告を受けております。また、翌日は加治木支所のみで、残り8,040冊を販売し、午前中にはすべて完売したとのことであります。本定例会初日の行政報告で申し上げましたとおり、今回のプレミアム商品券の発行により、市民への消費意欲の喚起や、市内事業者の販売機会の創出、地域経済及び商店街の活性化が図られ、その経済波及効果には大きな期待をしているところであります。なお、販売初日は、特に始良本所におきまして、購入希望者が道路にまで長蛇の列をつくり、近隣住民や施設、通行車両などに多大な支障を来している旨の通報が市に多く寄せられたことから、直ちに企画部職員を現地に派遣し、購入希望者の誘導や交通整理など、側面から支援いたしました。しかしながら、販売開始時間前から長時間にわたりお待ちいただいたことについては、商工会はもとより、市に対しましてもその対応等についてご指摘やご要望をいただいたところであります。市といたしましては、市商工会に対し、今回寄せられたご指摘などを今後の事業に生かせるように助言してまいりたいと考えております。

次に、始良市土地開発公社・始良市社会福祉協議会事務所新築工事起工式について申し上げます。去る7月3日に始良市土地開発公社・始良市社会福祉協議会事務所新築工事起工式が、旧土地開発公

社敷地においてとり行われ、役員、工事関係者など、約40人が参列し、工事の安全を祈願いたしました。この事務所は、土地開発公社、社会福祉協議会の合築となり、延べ床面積653.13m<sup>2</sup>、鉄骨造2階建てであり、本年11月末日の竣工予定であります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第2、議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計予算審査特別委員長（湯元秀誠君） 登壇

ただいま議題となりました議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）について、一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。この議案は、6月15日の本会議に上程され、6月25日の本会議で質疑ののち、議長を除く23名の委員で構成する一般会計予算審査特別会計委員会を設置して付託され、その後、委員長などの選出が行われ、委員長に私湯元秀誠が、副委員長に新福愛子委員が選出されました。

それではまず、総務班所管の報告です。総務部総務課、総務費、一般管理費6,302万3,000円の補正は、文化会館管理運営事業として工事請負費3,000万円、公有財産購入費3,302万3,000円の計上です。文化会館及び加治木運動場の各種イベント開催時の駐車場が不足するもので、普通自動車約150台分の駐車場を整備します。購入する土地は、4筆、総面積3,658m<sup>2</sup>です。歳入は市債と組みかえによる県補助金の計上です。財政課、総務費、財政管理費385万2,000円の補正は、ふるさと納税に特化したホームページを運営している民間運営事業者と支援業務協定を締結し、当該事業者のホームページに市のページを作成し、寄付者からの申し込み、受納、返礼品等の取り扱いの諸経費を計上するものです。返礼品については、現行3万円以上としていますが、その額の引き下げを図るとともに、運用開始については10月を予定しています。財産管理費の153万2,000円の補正は、松原町分譲地などの市有地を売却処分するときの仲介手数料追加計上です。

歳入は、不動産売り払い収入、ふるさと納税寄附金です。また、平成26年度決算による実質収支が約9億5,600万円となり、今回の補正後の額を差し引くと、繰越金の留保額は3億2,800万となります。

企画部地域政策課、総務管理費、企画費は、344万2,000円の補正です。

コミュニティ助成事業（宝くじ助成事業）では、白浜自治会の老朽化した有線放送設備の設置、自治公民館の空調設備、刈払機等の購入、費用180万円の計上です。なお、本年度8自治会からの申請がありましたが、1件だけの採択でした。

校区コミュニティ協議会支援事業は、重富校区コミュニティ協議会事務所の建物の床張りかえ等の改修工事費用70万円の計上です。

自治会等活動支援事業は、94万2,000円の補正で、自治会集会施設等の整備補助が2件で、重富団地自治会公民館の雨漏り等の修繕、蒲生・久未地区公民館の浄化槽の修繕です。自治組織放送設備補助は1件で、重富・山ノ口自治会内の情報伝達有線放送システム（個別受信機）を20機購入する費用

の計上です。主な歳入は、コミュニティ助成事業補助金です。

商工観光課、商工費観光費は、546万4,000円の補正です。あいらびゅ一号乗車1万人達成記念として、イベントを開催するもので、あいらびゅ一号の宣伝やご当地グルメ、農産加工品、特産品の販売、キャラクターショー等を計画しています。実施時期は10月から11月の予定で、428万円の計上です。市総合運動公園で、9月と10月に開催される日本フットボールリーグ加盟の鹿児島ユナイテッドFCの公式試合当日の会場付近での観光PRブースや特産品ブースの設置などに要する費用100万円の計上です。このイベントは、市政施行5周年をPRするもので、交流人口の増加等を図るものです。歳入は県補助金、県地域振興推進事業補助金です。

以上が総務班所管の報告です。

保健福祉部子育て支援課、児童福祉施設費の補正は1億1,835万円です。次世代育成支援対策施設整備事業の保育所緊急整備事業費補助金は、待機児童の解消と児童福祉の向上を目的に、社会福祉法人太陽の風が移設、建築するおひさま保育園の施設整備に対し、補助金を交付するものです。敷地面積は、約3,520m<sup>2</sup>、建物は鉄骨造2階建て、約880m<sup>2</sup>、定員は現在の29人から60人に増員されます。また、放課後児童クラブをあわせて実施予定です。

歳入は、保育所緊急整備事業補助金1億520万円で、次世代育成支援対策施設整備事業における国庫補助分の計上です。

教育部学校教育課、スーパーサイエンス総合推進事業は、報償費、需用費、委託料、備品購入費、合計で169万1,000円を計上しています。スーパーサイエンス総合推進事業については、昨年3月に創設した中山教育振興基金を原資として、教師の指導力の向上を図りながら、児童・生徒の科学的思考力や科学的態度といったものを育むことを目的に、科学に親しむきっかけづくりとして行う、サイエンスあいらんどや科学の専門家と一緒に学べるサイエンスリーダー養成講座などを行っています。今回の補正については、第1回定例会において、中山氏からの追加寄付に伴う基金条例の一部改正を議決したもので、基金繰入が見込める額の事業の拡充を図るもので、拡充の中身としては、1、サイエンスリーダー養成講座に物理系のロボットに関する講座の導入を図ること。2、5周年記念事業として、本家南種子町出身の柳田理科雄氏を招聘して、サイエンスあいらんどを開催すること。3番目に星の観察記録用の備品を購入すること。4番目、中山教育基金賞（仮称）を設けることなどです。

以上が、文教厚生班所管の報告です。

農林水産部農政課、農業振興費の中山間地域等直接支払推進事業212万8,000円は、超急傾斜地内の農用地への加算措置に対応するための委託料194万4,000円の計上です。活動火山周辺地域防災営農対策事業4,929万2,000円の被服施設整備は、ビニールハウス施設の新設とビニールの張りかえを行う被覆資材の更新に伴う補助金の計上です。農業施設費の蒲生郷町割り巡り観光駐車場整備事業2,540万円は、蒲生物産館くすくす館に隣接する駐車場整備のための設計委託料200万円とその工事請負費2,340万円の計上です。

歳入については、総務費県補助金の県地域推進事業補助金のうち、1,220万円と農林水産業費県補助金4,644万8,000円のほか、市債の農林水産業債1,370万円の計上です。

以上が産業建設班所管の報告です。

各班長より報告のあった事項について要約して報告いたしましたが、各般の詳細な質疑、討議及び委員会審査における質疑につきましては、会議録を参照ください。

質疑の後、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第50号平成27年度始良市一般会計

補正予算（第1号）は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、一般会計予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。本件につきましては、1名の議員より通告がありました。8番 田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論に参加いたします。

先ほど、予算審査特別委員長から、ひな壇で報告がございましたが、ダブるところはあると思います。総務部においては6,302万3,000円の補正は、文化会館管理運営事業として、工事請負費3,000万円、公有財産購入費3,302万3,000円が計上してあります。文化会館及び加治木運動場の各種イベント開催時の駐車場が不足するもので、普通自動車約150台分の駐車場を整備する計画です。購入する土地は4筆で、総面積3,658m<sup>2</sup>です。

歳入は市債と組みかえによる県補助金が計上してあります。財政課は返戻金について、現行3万円以上としているが、これを審査の結果、私は質疑をいたしました。1万円に引き下げを図るとともに、運用開始を10月を予定し、個人情報保護にも配慮しております。財産管理費の153万2,000円の補正は、松原町分譲地などの市有地を売却処分するときの媒介手数料の追加計上がされております。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、委員長の報告された部分は省いて、簡潔に賛成の討論を行ってください。

○8番（田口幸一君） そいじゃあ、ダブるところは省きたいと思います。と言われても、どこがダブっているか。ちょっと待ってください。せっかく一生懸命勉強した。そいじゃあ、あいびゅー号のことも言われましたかね。（発言する者あり）そいじゃあそこは。そしたら、ずっと飛んで、歳入は県補助金、県地域振興推進事業補助金でありますけども、これは、私はマラソンに関心を持っておりますので、これはなかったと思います。来年3月6日の鹿児島マラソンの事前受付が、3月4日、5日に鹿児島市内である予定で、その受付会場で1万人達成のPRと始良市のPRイベントを県民向けにも実施したいと考えておられます。

次に、保健福祉部ですが、大方は、湯元特別委員長が述べられましたので、ここで、予算特別委員会で森川議員から質疑があった、始良市から他の市町村へ入所、入園の児童は、認可保育所で46人、認定保育所で23人の計69人となっております。これは、平成27年4月分で812万5,000円を支払っております。これはなかったと思います。他の市町村から始良市の保育所に通っている児童は19人です。このことは、子育て支援課長が綿密に教えてくださいました。教育部のスーパーサイエンスは言われ

ましたね。

ほとんど今委員長が述べられたということでございますので、重なりますので、今議長も言われましたが、よって、議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）に賛成いたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第50号は委員長報告とおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第3、請願第3号 宇都自治会内市道等の整備等を求める請願書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました、請願第3号 宇都自治会内市道等の整備等を求める請願について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会は、6月26日、請願者児玉俊昭氏、紹介議員森弘道氏から、陳情の趣旨等を聴取し、建設部担当職員の出席を求めて、現地調査を行いました。また、30日に委員出席のもと、委員会で審査しました。

請願者からの請願の趣旨等は次のとおりです。宇都自治会内市道等の整備、拡幅、側溝、排水溝の整備、蓋かけ等の件での要望の陳情です。

1、具体的には、古帖佐焼き窯跡・花園寺・稻荷神社亀仙院の墓（膝付き栗毛馬墓）・八幡神社・桜公園・米山薬師などの宇都周辺の状況です。義弘公に関連する史跡等が数多くあり、自治会外からの車両の往来も多く、路面もがたがた道で、道幅も川と側溝（用水、排水路）で狭く、車同士の離合もできない状況です。

2、用水路は耕作者がいなくなり、排水路になってしまいます。ますます荒廃することを防ぐために、自治会内の若者を中心に、同好会を結成し、耕作者だけではできない用水路の廃土作業、有害鳥獣対策を行い、安全対策に取り組んでいる状況です。用水路は、耕地課、排水路は建設課、このような縦割り行政では、住民は対応できませんので、行政で改善して対応してください。

請願の内容等の説明を受けた後、請願者及び紹介議員との主なる質疑を申し上げます。

質疑、これは市道ですか、里道ですか、あるいは混在しているのですか。

答弁、市道と里道と混在しています。古帖佐焼き窯跡への道路は里道であとはみんな市道です。

質疑、この一帯には義弘公の史跡がいっぱいあります。観光という総務委員会が所管ですが、合

同審査という形をとり、総合的な計画を観光、道路の両面で考え、具体化したほうが良いと思いますが、これについては、どのように考えていますか。

答弁、以前から同好会をつくり、30人から40人の若者と、事業を進めてきました。しかし、総合的な面での考え方というのが、なかなか自治会の中でも難しいというのがあります。とりあえず、こういう形でやって、今言われたことも随時考えていく方向性を持つというのが現状です。

質疑、宇都自治会の世帯数の状況はどうですか。

答弁、大体横ばい状態です。宇都自治会の人口を総体的に見れば、65歳以上が約55%から60%ぐらいです。過疎化に近い状況を生みだしてきつつあります。

質疑、生活の場であり、史跡も多く、観光地にもなり、農地があり、田植えも行い、交通も通りぬけの地域にもなっている。非常に複雑な環境にあって、総合的に住民だけの力ではこれだけのことをするのは難しいのがよくわかりました。接触事故とか、車に傷をつけたりすることは、日常的にありますか。

答弁、私も見守り隊もしながら見ていると、朝などは皆慌てて通行されるので、ひやっとするような状況で、これがずっと続いているのが現状です。これは、蒲生や山田の方面からのとおりぬけの方たちがいますので、そういう人たちだと思います。また、保育園があるので、送り迎えがかなり煩雑をします。

質疑、中部横断道路ができれば、通りぬけは抑制できると思います。歴史をテーマにして観光地とする場合は、その機運をつくるのが大事だと思います。花園寺の整備を、行政は将来的にはどのように思っていますか。駐車場とトイレを整備するとのことですが、花園寺だけのものですか。ほかの文化財のところも含め、全般にわたって将来的に考えておられるのか、総務委員会でそういったところの話題はありませんでしたか。

答弁（紹介議員）、散在している文化財を含め、ここを拠点に整備を図っていくという回答をもらっています。

質疑、その整備については、歴史のある史跡、それを中心とした整備なのですか。あるいはまた先ほど請願者の言われる道路を含めて、そういったことの整備になっているのですか。そのところは怎么样了か。

答弁（紹介議員）、この花園寺へのルートは、ほかのところをするよりも近くにある保育所の園児の送り迎えが朝夕多いので、そこが一番大事だと思います。

答弁、私たちは、素直な言い方をしますと、ストレートに総合的なことでの考え方というのは、なかなか起こり得ないというのが現状です。まずは、道路整備でもしないと、どうしようもないというのが素直な気持ちです。我々としては、そういうところの生活に密着した部分という、そういうところが一番今の段階では必要なことだとは思っています。

質疑、宇都地区では、田んぼの面積はどのくらいあるんですか。

答弁、田んぼの面積は、休耕地を入れて、3町から4町ぐらいです。

質疑、事業を導入する中で、一連で農道整備という形でやった方がよいと思います。また、道路が散々たる状況だと感じました。文化財関係でなくても、アスファルトの部分は限界に来ています。花園寺の整備を一つのきっかけにして、いろいろ整備の手法もあるとは思っています。あらためて確認ですが、この請願は、自治会としては、道路の整備と用水路、排水路のこれから、先にやってくださいということですね。

答弁、はい、そういうことです。

現地調査後、建設部担当職員の出席を求めて審査をしました。

次に、執行部との主な質疑を申し上げます。

質疑、建設部は、この状況をどのように把握しているか。

答弁、宇都自治会を南北に通る市道帖佐小学校三拾町線の路面状態については、古帖佐焼窯跡入り口付近から北側の区間のうち、西側半分は、路面にポット補修や表面が摩耗した状態ではありますが、通行に支障を来している状態ではないと思われま。また、市道稲荷木田線の路面については、路線南側に水路（用水路）があり、舗装との高低差があるものの、路面状態は支障ないと思われま。ただし、一部において、水たまりがあるため、今後補修を行いたいと考えています。さらに、市道宇都焼山線については、一部に路面の摩耗がありますが、通行には支障ないと思われま。当地区の舗装については、今後もパトロール、舗装補修等に努めていきます。

次に、市道から古帖佐焼窯跡へ通ずる里道については、コンクリート舗装、側溝が整備されていますが、終点側（窯跡）の路面、水路が劣化している状態です。この里道の整備については、地域及び関係部署との協議や生活道路整備事業の検討が必要であると考えま。

質疑、用排水路の状況の把握はどのように捉えているか。

答弁、側溝整備箇所は、農業用水を門前川より流入している箇所で、現在0.8haが耕作されています。側溝の状態は大半が場所うちコンクリートで、水路勾配が良好な状態でなく、土砂も堆積しております。また、水稻耕作時期は、用水を逆流により、供給されていることから、整備に伴う調査、検討を行いたいと考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論の結果を受けて、次のようなことを委員の総意として整理しました。

表題、採択にあたり、要旨、次のような意見があったので、整理、報告します。その内容は次のとおりです。宇都自治会周辺の道路や側溝、河川等は、地元の意見を反映させ、優先性の高い部分から整備することが計画されている。そして、始良市観光おもてなし計画で、島津義弘公ゆかりの遺跡と位置づけて、花園寺跡の整備も進められている。今後、地域内の生活道路は、観光散策道としての位置づけ、また帖佐保育所前の送迎等による道路混雑は、施設利用の観点からもそのあり方について、帖佐校区コミュニティ協議会と行政が協働しながら、今後の地域活性化の手法として、総合的に整備されるよう要望する。

討論を終結し、採決の結果、請願第3号 宇都自治会内市道等の整備等を求める請願書については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めま。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。本件につきましては、1名の議員より通告がありました。19番、吉村賢一議員の発言を許しま。

○19番（吉村賢一君） 請願第3号 宇都自治会内市道等の整備等を求める請願書の件について賛成討論いたします。

現地を調査して、地域内の道路や水路の整備が不十分であるということがよくわかりました。現在、教育委員会で花園寺跡の整備が計画されています。その際、地域全体に対する建設部の考え、あるいは農林水産部の取り組み方、及び稲荷神社一帯の史跡保存観光計画と整合をとりながら、水路の傾斜、幅、高さを決めるべきであると思います。また、門前川の整備も含め、地域内での今後の事業の全体計画を、集落地区計画に類似した形で、地元住民と、また関係各課と横断的に検討していく必要があります。その上で、長期計画を策定し、住環境整備の優先順位を決め、できる箇所から順次進めていくようお願いして、賛成討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、請願第3号 宇都自治会内市道等の整備等を求める請願書を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、採択です。請願第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第4、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

ただ今議題となりました請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算にかかる意見書採択の要請について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、6月26、29日開会し、委員会を協議会に切りかえ、請願者、生田国一氏と、紹介議員の本村良治氏に出席を求め、詳細に審査しました。請願者から次の主旨説明を受けました。

35人以下学級について、2011年度義務教育法の改正によって、小学校1年生で実施され、翌年に2年生に35人以下学級が実施されましたが、3年生以上はされていません。国民の希望から、35人以下学級を実施していただけたらありがたいと考えています。

小泉内閣で、三位一体改革によって、義務教育費国庫負担制度の割合が2分の1から3分の1に変更されました。以前の2分の1の国庫負担制度に戻していただけたらということで、請願します。

というような説明を受け、要旨次のような質疑がありました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、学級編成の基準が現在どのようになっているのか、それが複式との関係でどのようになるのですか。

答弁、複式の場合は把握していないんですけど、北山小学校とか、永原小とか、竜門小が複式学級になっていると思います。人数的にはそういったところも複式はできたら改善していただけたら、もっと充実した授業ができるんじゃないかということです。

質疑、国庫負担を3分の1から2分の1に復元することは、国も大きな借金を抱えております。次代を担う小中高校生を立派に育てていくということは、賛成です。今、請願者の方から出ていますが、難しい問題を解決して、それを2分の1に戻すということは、相当な抵抗を国も示すと思うんですが、そのことについてお聞かせください。

答弁、OECDのテストで、数年前1位をとったノルウェーは、以前、財政難で非常に困った、危機だった時期がありました。では、何で立て直したかということ、子どもの教育でした。苦しいけれどもお金を教育予算につぎ込んで、それで立て直したと知的財産は経済的にも財産になるんだというようなことです。例えば、ノキアの携帯なんかもそうですよね。だから、パソコンなんか、非常に秀でていると、そういうふうな意味合いを込めてです。日本の場合は、OECDのランクでいっても下のほうです。標準並みにしていただけたら、日本は伸びるんじゃないかと思うんです。そういう意味で、非常に厳しい、しかしながら2分の1にしてくれという声は上げ続けたほうがいいんじゃないかというように思います。

協議会を委員会に切りかえ、委員会を再開し、要旨次のような討議がありました。

討議、子どもの教育の機会均等とか、学力の向上とか言われますけど、それは鹿児島県が打ち出したように、始良市は、10月から第2土曜日の授業も始まるわけですけど、そういうのを見ながら、あわせて財源的には、国・県・市厳しい中で要望はたくさんありますが、執行部に聞いてみると、始良市の教育環境は恵まれているというような表現をしています。特別支援員の配置も十分になされているようで、子どもの教育環境に重点を置いてと言われるんだしたら、PTAが絡んでくるべきじゃないかと思います。自分たちの待遇改善や仕事上楽をしたいとか、そういうのが目に見えるような気がしてなりません。

討論、今の意見に対してですが、まさに教員の待遇、処遇は改善することで、子どもたちに与える影響は大きく行き届いた教育ができます。そういう意味では、教員の定数をふやすことは大事なことだと思います。

以上で質疑と討論を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請については、賛成多数で採決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。本件につきましては、2名の議員より通告がありました。まず、8番 田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） コンパクトに申し上げます。請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるため、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について、賛成の立場で討論いたします。

1点目、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

3点目、離島、山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること、このことから、次代を担う子どもたちの育成には、財務省は、予算を削減するのではなく、教育には大きな投資をするべきだと、私の考えを申し述べ、賛成討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、14番、堀広子議員の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 請願第4号に賛成の立場で討論を行います。

2015年度の文部科学省の予算は、義務教育国庫負担金や国立大学法人の運営費など、教職員の人件費や教育環境の条件整備も減額になっております。少人数学級の実施は先送りされる一方で、教育再生としての予算は拡充され、安倍政権の政治性が反映された予算となっております。

まず一つに、義務教育費国庫負担金は、少子化に伴う教職員定数の自然減、さらに統廃合、加配定数の減で、合計4,000人の減となっております。それに対しまして、定数の改善は900人とどまり、結果として3,100人の削減となっております。文部科学省は、財務省が出した教職員の削減と加配教職員の削減に対して、文部科学省は、学校を取り巻く課題が複雑困難化する中、時代の変化に対応するにはむしろ増員が必要だとする見解を公表しております。文科省がこのような見解を公表するのは、極めて異例のことです。

2つ目に、少人数学級の推進の件であります。2011年度から始まった35人学級は、小学校1年生のみが法定化されています。小学校2年生まで教員の予算措置がされましたが、それ以外は自治体任せになっております。自治体任せにせず、国の施策として定数改善の財源を保障すべきであります。日本はOECD諸国と比べて1学級あたりの児童生徒が多く、1人の子どもに行き届いた教育を行うには、文部科学省が実施した国民からの意見募集のとおり、30人以下学級を実現するよう求めていくことが必要であります。また、学級編成を定める標準法を改正し、小学校2年生以上も35人以下学級を求めていくべきです。

以上、申し述べたように、少人数学級を推進し、学級規模を30人以下とすること、また、どの子どもも等しく一定水準の教育を受ける権利を持っております。義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することとしたこの請願に賛成といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は、採択です。請願第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第5、陳情第1号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登 壇

ただ今議題となりました陳情第1号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書について、総務常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

陳情第1号については、3月3日に当委員会に付託されて以来、3月9日に委員会を開催し、委員会を協議会に切りかえて陳情者の野呂正和氏に出席を求め、詳細に審査をしました。

第1回定例会では、継続審査として、陳情者に資料の再提出を求め、慎重に審査をしてきました。

陳情の趣旨、川内原発1・2号機の再稼働へ向け、昨年薩摩川内市長と鹿児島県知事は、再稼働の受け入れを表明し、再稼働の最終段階を迎えようとしています。原子力災害対策指針において、川内原発から半径30キロ圏内自治体に対して、避難計画を策定するよう求めています。原発事故の際は立地自治体と同様な被害が想定されます。事故そのものの責任は事業者にあります。再稼働に当たって、九州電力は、住民の理解と協力が必要だとしています。始良市民の生活圏が30キロ圏内外という至近距離にあることを考えれば、市民に対して、公開の場で、事業当事者である九州電力が説明会を開催するのは当然のことです。議会として、九州電力に川内原発1・2号機の再稼働に当たって、公開の場での住民説明会を求めてください。

陳情の概要は、始良市議会として九州電力に対し、川内原発1・2号機の再稼働に当たっては、始良市民に対して公開の場での説明会の開催を要請するものです。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、この陳情とまったく同じ趣旨の陳情が県下19か所の多くの自治体に出されていますが、具体的にどのような住民説明会の開催を希望されていますか。

答弁、県下の250キロ圏内について、こういう陳情を出していただけませんかという願いをしました。説明会は、例えば避難のこと、電力のこと、エネルギーのこと、始良カルデラの問題など、そういったことの項目を立てて10回お願いしますとか、後は、九州電力との協議で、回数、場所、日時の設定などを決めていけばいいのではないのでしょうか。ただ、住民もそれぞれ専門家を呼んだりして、学習していますし、声なき声も実はあるようです。一方で、再稼働を進めたいという考え方の方もいらっしゃるので、しっかり議論のできる説明会を行っていただきたいと思えます。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論。伊藤知事と池畑県議会議長は、2014年11月10日、宮沢経済産業大臣との会談の中で、

九州電力川内原発の稼働への同意を表明したことを報告しています。伊藤知事は、会談の終了後、来年の秋をめどに、鹿児島市で、全県民を対象にした説明会を開く方針を明らかにしています。また、知事は、原発の安全性や事故時の避難への懸念が強いが、一定の結論が出ているので、説明開催などは急いである話ではないと強調しています。一方、池畑議長は官房長官に、国があらためて原発の安全性や必要性を県民に説明することや、同意が必要な地元範囲について、明確な基準を示すことを求める意見書を国に提出しています。それと、九州電力は、昨年12回地域で原子力説明会を実施し、ことしに入って4回ほど説明会を開催しています。このように、九州電力が、個々に住民説明会を実施している努力は認めるべきであると考えます。

賛成討論。もうすぐ原発の再稼働が迫っています。九電は企業の社会的責任をしっかりと果たすべきだと思います。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、陳情第1号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。本件につきましては、2名の議員より通告がありました。まず、7番、神村次郎議員の発言を許します。

○7番（神村次郎君） 陳情1号について、賛成の立場で討論します。

原発から出る核のごみの最終処分に関し、新たに生じる高レベル放射性廃棄物の対策が曖昧なまま原発を再稼働するのは、将来世代に対し無責任と言わざるを得ません。30キロ圏9市町は、それぞれ地域防災計画の一環として避難計画を策定していますが、30キロ圏外に避難さえすればよしとする内容になっているようであります。福島原発事故では、30キロから50キロ圏の飯館村には、避難指示が出されたように、被爆の危険が伴うことになります。始良市民にも被爆の心配をする市民はたくさんおられます。このほか、原発周辺の活断層の評価の問題、カルデラの巨大噴火対策の問題、原子炉容器から溶けだした核燃料に対し、欧米ではコアキャッチャーが装備されていると聞きます。過酷事故への対策、避難計画など、住民への説明が必要であります。県が主催をして、これまで規制庁による説明会が5か所で実施をされ、最後に、5回の説明を受けて補完をする形で九州電力も入り1回説明会が開催をされました。この説明会は1時間程度の質疑で終了していますが、この説明会は、住民の疑問、質問に答えるものではありませんでした。

以上のようなことで、これまで、九州電力は住民の理解と協力は必要だとしてきていますが、公開での説明会の開催は計画されていません。九州でトップの企業として、これからも九州の経済界をリードする立場にある企業として、事業責任者として、住民説明会を公開の場で行うべき立場にあると考えます。

以上、賛成討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、15番、東馬場弘議員の発言を許します。

○15番（東馬場 弘君） 陳情第1号「川内原発1・2号機の再稼働にあたって九州電力に住民説明会を求める」について、反対の立場で討論します。

先ほど、委員長の発表にもありましたが、伊藤知事と県議会の池畑議長は昨年11月10日、宮沢経済産業大臣と会談し、川内原発の再稼働への同意を表明したことを報告しております。宮沢大臣はこれに対し「県民全員が納得しているわけではないので、ぜひ理解を求める努力をしてほしい」と知事に要請しております。これに対し、知事は今年度平成27年度の秋をめどに鹿児島市で、全県民を対象にした説明会を開く方針を明らかにしておりましたが、今年度6月の県議会開会において、伊藤知事は川内原発1・2号機の再稼働には「緊急時の情報連絡体制確認・強化、避難手段の確保に向けた関係機関との調整に取り組み、原子力防災訓練を行い避難計画などの実効性を高める」と説明し、緊急時の放射線防護対策の強化、防護資材の整備も進めるとしています。このようななか、鹿児島県は川内原発の重大事故に備え、周辺住民の避難に使うバスの運行について、県バス協会、バス運行会社33社と県の間で協力協定を6月26日に締結したと発表しました。

一方、九州電力は、安全対策の説明については、今後の訪問活動や見学会において説明していくとしており、姶良市においても昨年は12回、今年が4回各地で説明会を開催しています。

この陳情は、県内自治体29市町に提出されており、20市町が委員会付託、9市町が文書配布となっています。そして、その審査状況としましては、6月26日現在で、不採択11自治体、採択5自治体、継続審査が2自治体となっています。そのような中、鹿児島県や鹿児島市など原発周辺自治体の議会に出されている陳情についても、不採択の意思が多く示されていることや、先ほど述べました鹿児島県の方針に対する住民説明や避難計画などの方向性が明らかになったことを踏まえて、この陳情第1号に対しましての反対討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、陳情第1号「川内原発1・2号機の再稼働にあたって九州電力に住民説明会を求める」陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第6、陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働にあたって九州電力に住民説明会を求める」  
陳情について

及び

日程第7、陳情第3号 「川内原発1・2号機の再稼働にあたって九州電力に住民説明会を求める」  
陳情について

を議題とします。

ただいま議題となりましたこの2件の陳情は、既に同じ内容の陳情が不採択とされておりますので、陳情第2号と陳情第3号は、不採択されたものとみなします。

○議長（湯之原一郎君） 日程第8、陳情第5号 川内原発再稼働の前に鹿児島県と30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第5号 川内原発再稼働の前に鹿児島県と30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情書について、総務常任委員会での審査の経過と結果について報告します。当委員会は、6月26日に開会し、委員会を協議会に切りかえ、陳情者松尾晴代氏に趣旨説明を求め、詳細に審査しました。

陳情の理由、経緯、2014年、6月21日、始良市30キロ圏内住民に対して、避難計画説明会が行われました。避難計画の説明は、1回で終わることなく、市民全体に対し広く認知されるべく行われなければならないと思います。2015年4月22日に、規制委員会が原子力災害対策指針を改定しました。多くの点で変更、追加があります。再稼働前に避難元であり避難先でもある始良市は、住民の質問に十分な説明を持って答えるべきと思います。過酷事故時は、原子力災害の特異性から、周辺自治体との連携も必要です。鹿児島県、始良市30キロ圏内自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求めます。

県知事に対し、再稼働前に鹿児島県と30キロ圏の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める意見書の採択を求めます。

陳情の概要は、知事に対して、川内原発再稼働前に県と30キロ圏内の自治体に避難計画の説明を開催するよう意見書を提出するよう求めるものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、鹿児島県、始良市、30キロ圏内自治体共催による説明会を再稼働前に実施するよう求めておられますが、再稼働まで1か月あまりしか時間がなく、物理的、現実的に間に合わないのではないですか。

答弁、時間がないということはわかりますが、もし採択になれば、それは30キロ圏内の民意として事業者が届くことになると思います。実効性があるかどうかは、事業者を巻き込んで決めることではないでしょうか。

質疑、県、始良市、30キロ圏内自治体共催による避難計画や説明会は、合同で取り組んでこそ成果がありますが、今の段階で実施できるでしょうか。

答弁、共催が現実的ではないということだと思いますが、普段生活している私たちも大変なのに、病気や体が不自由な人にとっては、すぐ命にかかわることだと思います。現実的ではないというのは、そこを切り捨てることになるのではないのでしょうか。時期が迫っているとか、時間がないということだけで片づけてはいけないと思います。

質疑、九州電力の企業としての社会的責任についてどのように思われますか。

答弁、九州電力は、電力小売り自由化への対応や、ガスコンバインドサイクルの設置などが電力事業者の中で一番遅く、企業努力をせずにこれまでと同じことをしようとしているのは、本当に無責任です。再稼働をやるのであれば、最低限避難訓練と説明会を実施していただきたいと思います。

以上で質疑を終結し、陳情者退席の後、協議会を委員会に切りかえ、討議に入り、次のような討論がありました。

反対討論、陳情者が求めているのは、避難訓練に対する説明会ですが、原発再稼働前の説明会実施を求めることは、現実的、物理的に無理があるため、わたしはこの陳情第5号に対して反対します。

賛成討論、もうすぐ原発の再稼働が迫っています。九電は企業の社会的責任をしっかりと果たすべきと思います。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、陳情第5号 川内原発再稼働の前に鹿児島県と30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情書は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。本件につきましては、3名の議員より通告がありました。まず、7番、神村次郎議員の発言を許します。

○7番（神村次郎君） 陳情第5号について賛成討論を行います。

陳情者は、川内原発再稼働前に県と30キロ圏内自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求めておられます。本年7月から再稼働の準備に入り、8月に再稼働とのスケジュールが発表されています。始良市は30キロ圏内の境目で、昨年6月、該当地区で避難計画の説明会が実施されたところですが、福島原発事故では30キロ圏を超える被災がありました。市民の中には、30キロ圏を超えての被害を心配されている方がたくさんおられます。この避難計画は作成されていません。国県の指示がないということですが、早急な避難計画が必要です。また、始良市は避難者の受け入れ自治体にもなっています。この長期避難計画も必要となります。始良市は、県内で有数の交通要衝の地ですが、主要地方道、川内加治木線を初め、何本かの県道が通っています。川内原発での重大事故時の避難は、自家用車での避難が基本となります。福島でもあったように、道路をなかなか車が進まない、大渋滞が発生をすることになるようであります。始良市は30キロ圏内外30キロ圏外へ避難する住民や車両を行うスクリーニング、それから除染の実施場所をどこにするのか、そういった計画も必要であり、避難計画では、原子力規制庁の基本方針を実行に移せば、検査や除染に相当な時間を要することにもなります。車のタイヤを洗う道具も時間も必要です。検査対象にペットや長期避難で必要となる身の周り品など、細かく上げると多くの課題があります。これらの避難計画も必要です。30キロ圏を超えて被災が発生する場合、避難に伴う被爆が避けられなくなることは容易に想像できます。当然のごとく、避難する住民だけでなく、避難を誘導する市役所の職員も大量被ばくを避けられません。全国で原子力発電所を全て止めての安全点検がされてきているわけで、再稼働前には当然避難計画は作

成されておくべき問題ではなかったのか。市民が安全に暮らす権利を政治の都合で、事業者の都合で奪ってよいのか、問われています。以上で賛成討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、15番、東馬場弘議員の発言を許します。

○15番（東馬場 弘君） 陳情第5号 川内原発再稼働の前に鹿児島県と30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情書について反対の立場で討論します。

陳情者は、再稼働前に鹿児島県と30キロ圏の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める意見書の採択を求めています。伊藤知事は、原子力規制委員会が3月末から設備の性能を現地確認する「使用前検査」に入っていること、「検査が続いていて、電力会社のどのスタッフも余裕がない。九電が7月前後の再稼働を前提としているのであれば再稼働前の実効的な訓練は難しい」と述べています。

また、鹿児島県は、3月末までに在宅の要支援者の避難支援計画を策定しており、このことで、伊藤知事は「避難計画が出そろって、実効性を検証している段階で、避難訓練をやるなら、非常に大規模な訓練になる。じっくりと態勢を整えてからやりたい」と述べています。一方川内原発1号機の再稼働いわゆる営業運転が8月中旬を目指すとしていることから、陳情書にある「川内原発の再稼働前に鹿児島県と30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める」こと自体が、現実的にも非常に難しく、物理的にも無理があり、始良市議会がその内容を承知して鹿児島県知事に意見書を提出することは意味をなさないことを申し上げ、陳情第5号に対しての反対討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、13番、渡邊理慧議員の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 陳情第5号 川内原発再稼働の前に鹿児島県と30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情書について、賛成の立場から討論を行います。

九州電力は、川内原発1号機の再稼働を8月13日前後と想定しており、これに先立ち、7月7日から原子炉に核燃料の装填を開始するとしております。このような動きがある中で、始良市民への避難計画についての説明は昨年1度きりで、30キロ圏内の住民にしか行われておりません。原発事故が起こった場合の被害は風向きにより30キロ以上にも及ぶことが十分予想されます。さらに、避難者の受け入れ先でもあることから、始良市全体への対応が必要であると考えます。福島県では、福島第1原発事故により、避難生活をしてきた住民が、避難生活のストレスが原因となり、うつ病を発症し、自殺をしたとして、遺族が東京電力に損害賠償を求めていました。この件について、福島地裁の裁判長は、避難生活のストレスが原因と断定し、総額約2,700万円の賠償を命じております。避難生活をすることは、精神的にも肉体的にも非常に大変なことであり、原発がある限り、このようなことが起こる可能性はゼロとは言えません。きちんとした避難計画ができているのかと多くの市民が不安や心配を抱えております。説明がなされないままの再稼働は、こういった不安や心配をさらに大きくするものとなります。避難計画についての説明会は必要であり、早急を実施すべきものと考えことから、陳情第5号について賛成といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、陳情第5号 川内原発再稼働の前に鹿児島県と30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立同数です。したがって、議長において陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第9、陳情第6号 川内原発再稼働の前に、鹿児島県・始良市・30キロ圏内自治体と実効性が確認できる住民参加の避難訓練実施を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第6号 川内原発再稼働の前に、鹿児島県・始良市・30キロ圏内自治体と実効性が確認できる住民参加の避難訓練実施を求める意見書の採択を求める陳情書について、総務常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は6月26日に開会し、委員会を協議会に切りかえ、陳情者松尾晴代氏に出席を求め、詳細に審査しました。

陳情の理由、経緯、2015年4月15日、鹿児島県知事は、川内原発の過酷事故を想定し、5月に予定していた原子力防災訓練が再稼働後にずれ込む見通しと発言しました。過去の避難訓練は、2013年10月11、12に薩摩川内市、いちき串木野市の2市、合計255名のみ参加で、極めて限定的で不十分な内容でした。原発事故はいつ起きるか予測不可能な上、被害の拡大範囲の予測もつきません。人命を守る避難訓練は、事業者の都合にかかわらず、最優先されるべきであり、実効性の観点から、始良市のみならず、30キロ圏内自治体との連携の必要性も含め、避難訓練を再稼働前に実施すべきであると思います。県知事に対し、再稼働前に鹿児島県と30キロ圏の自治体共催による実効性が確認できる避難訓練の実施を求める意見書の採択を求めます。

陳情の概要は、知事に対して川内原発再稼働前に県と30キロ圏内自治体で避難訓練を実施するように意見書の提出を求めるものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、再稼働まであまり時間がありませんが、避難訓練をどの程度の規模で想定していますか。

答弁、30キロ圏内の全員でなくても、再稼働の時期が迫っていることも考えると、せめて松生地区から避難する方と始良市に避難してくる方の避難訓練は同時に行うべきだと思います。このほか、陳情第5号とほぼ同じ質疑がありました。

以上で質疑を終結し、陳情者退席の後、協議会を委員会に切りかえ、討議に入り、次のような討論

がありました。

反対討論、九電が原子力規制委員会の使用前検査対応中のため、県知事は、再稼働後に訓練を行うと表明しています。始良市もこの秋に防災訓練という形で訓練を計画しています。そういうことを踏まえ、防災訓練に避難訓練を加えて実施できるということを考えれば、原発再稼働前の訓練を求めることは、物理的、現実的に無理があるため、私はこの陳情第6号に対して反対します。

賛成討論、とにかく、九電は社会的責任を果たすことがとても大事だと思います。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、陳情第6号 川内原発再稼働の前に鹿児島県・始良市・30キロ圏内自治体と実効性が確認できる住民参加の避難訓練実施を求める意見書の採択を求める陳情書は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。本件につきましては、2名の議員より通告がありました。

まず、7番、神村次郎議員の発言を許します。

○7番（神村次郎君） 陳情第6号について賛成討論します。本年7月から再稼働の準備に入り、8月に再稼働の予定で進んでいます。2013年10月に実施された原子力総合防災訓練では、幾つかの課題が指摘をされています。内容を申し上げますと、訓練の想定事故は、緊急事態になるのは2日目ですが、福島事故では、地震発生後2時間で緊急事態に至っています。県の地域防災計画策定後、原子力災害対策指針は2度の改定がされました。最新のものとなっていない中での訓練だったのであります。また、UPZ圏内の住民の避難は、毎時500マイクロシーベルトが検出されたときと定められており、放射能の中を避難することになっています。住民には想定は伝えられず、長時間屋外にいるなど、緊張感のないものだったと聞いております。訓練避難監視活動を行った人たちがこのような検証をしています。この総合防災訓練も、再稼働前に新しい計画で再度実施されるべきであります。始良市はUPZの30キロ圏の境目ですが、被害は30キロ圏を超えることは明白です。始良市民の避難計画訓練も必要であります。広域避難計画を見ると、川内市から3,772世帯、8,665人の避難を受け入れることになっています。長期避難も想定される場所です。避難受け入れ後の想定訓練も必要です。事故発生で30キロ圏内9市町、住民約21万人の避難時間のシミュレーションが出されていますが、9割の避難者が30キロ圏外に出るまで28時間45分かかる計算となっています。始良市は、交通要所の地、どのような渋滞が発生するのでしょうか、このような幾つもの議案や課題が山積みであります。危機管理課の説明では、鹿児島県を初め、関係自治体旧市町で平成26年度に原子力防災訓練を実施する計画で、参加機関の調整会議も3回実施されていると聞いてます。全体会議も1回実施をされています。現在のところ、訓練がいつ実施されるかは、県からは連絡がないとのことでした。再稼働前に訓練は実施することで進んでいたと思われま。県議会議員選挙の影響を考慮されたのか、事業者への特段の配慮がなされたのか定かではありませんが、当面、再稼働前に避難計画の説明をし、

訓練を実施する計画はないようではありますが、ぜひ、避難計画訓練が実施をされるべきであります。  
以上、賛成討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、15番、東馬場弘議員の発言を許します。

○15番（東馬場 弘君） 陳情第6号 県知事に対し、川内原発稼働前に、鹿児島県・始良市・30キロ圏内自治体と実効性が確認できる住民参加の避難訓練実施を求める意見書の採択を求める陳情書に反対の立場で討論します。

陳情者は、原発再稼働前に鹿児島県・始良市・30キロ圏内自治体と実効性が確認できる住民参加の避難訓練実施を求めています。この陳情第6号と先ほどの陳情第5号は内容がそれほど変わったものでありません。

陳情の要旨にある、避難訓練の実施についてですが、鹿児島県教育委員会は去る6月17日、九電の川内原発の重大事故を想定した半径30キロ圏内の公立学校の避難訓練について、本年度は対象となる128校全校で実施を予定と明らかにしました。一方で、鹿児島県は県主催として、30キロ圏内9市町が策定した避難計画を検証するための原子力防災訓練の実施は「九電が原子力規制委員会の使用前検査対応のため、訓練への参加は困難で、再稼働後に考えている」と県議会で答弁し、再稼働前には行わない方針を改めて明言しております。

また、始良市も今年度大規模な防災訓練が計画されています。これも十分な避難訓練の一部になると考えられます。表題にあります、川内原発再稼働前の鹿児島県・始良市・30キロ圏内自治体と実効性が確認できる住民参加の避難訓練実施は、陳情5号の反対討論と同じく、川内原発の再稼働が8月ごろとしていることから現実的・物理的にも非常に難しいことから、陳情第6号に対して反対討論とします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、陳情第6号 川内原発再稼働の前に鹿児島県・始良市・30キロ圏内自治体と実効性が確認できる住民参加の避難訓練実施を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第6号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立同数です。したがって、陳情第6号は議長において、不採択と裁決します。

○議長（湯之原一郎君） 日程第10、発議第4号 始良市議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37

条第2項及び第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第4号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。議会運営委員長、登壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。議会運営委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから発議第4号 始良市議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第11、発議第5号 まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会の設置の決議を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第37条第2項及び第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第4号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。議会運営委員長、登壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。議会運営委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから発議第5号 まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会の設置の決議を採決します。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。  
(午前11時35分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午前11時37分開議)

○議長（湯之原一郎君） 先ほど設置されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会の委員長に森弘道議員、副委員長に渡邊理慧議員が選任されましたという報告を受けましたので、お知らせします。

○議長（湯之原一郎君） ここでお諮りします。文教厚生常任委員長より、発議第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算にかかる意見書（案）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いを。ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第1、発議第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第6号は、会議規則第37条第2項及び第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第6号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。文教厚生委員長、登壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。文教厚生委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから発議第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算にかかる意見書（案）を採決します。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第12、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

及び

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 各常任委員長と議会運営委員長より、お手元に配付しました「継続審査・継続調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第14、議員の派遣についてを議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議員の派遣については、会議規則第167条第2項の規定によって、議員研修等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は、議長に委任することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成27年第2回始良市議会定例会を閉会します。

(午前11時41分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員